

## 玉名市岱明・横島・天水支所窓口業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、窓口業務における事務の効率化と利用者サービス等の向上を図るため、窓口における受付、各種証明書の取扱業務等を行い得る能力を有する民間事業者の中から、本業務に対する意欲、資質及び技術能力等に優れた者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

### 2 業務概要

(1) 委託業務の名称

玉名市岱明・横島・天水支所窓口業務

(2) 委託期間

契約締結の日から平成29年7月31日までとする。

ただし、契約締結の日から平成26年7月31日までは本業務の引継期間とする。

(3) 業務場所

別紙「玉名市岱明・横島・天水支所窓口業務委託仕様書」のとおり。

(4) 委託業務内容

別紙「玉名市岱明・横島・天水支所窓口業務委託仕様書」のとおり。

(5) 委託料

この業務にかかる委託料は、予算の範囲内とする。

年 度	予算額（見積限度額）
平成26年度	15,927,000円（消費税8%含む）
平成27年度	23,938,000円（消費税8%含む）
平成28年度	23,938,000円（消費税8%含む）
平成29年度	8,044,000円（消費税8%含む）

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（平成22政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (3) 過去3年間に、国又は地方公共団体の窓口業務の受託実績（人材派遣契約を除く。）があること。なお、窓口業務の受託実績については、本業務と同

種の業務に限定するものではない。

- (4) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (5) 熊本県及び玉名市の指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税、県税及び市税の滞納がないこと。
- (7) プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等、第三社機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けていること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。

#### 4 プロポーザル実施スケジュール（予定）

公募開始（市ホームページ掲載）	26年	5月	1日
質問書受付期限	26年	5月	16日
参加申込書等提出期限	26年	5月	27日
審査（プレゼンテーション）	26年	6月5～6日	
審査結果通知	26年	6月	中旬
委託契約締結	26年	7月	月上旬
業務履行開始	26年	8月	1日

#### 5 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法  
質問書（様式1）に記入のうえ、電子メールにて提出すること。
- (2) メールの件名  
「玉名市支所窓口業務質問」とすること。
- (3) メールアドレス  
[shimin@city.tamana.lg.jp](mailto:shimin@city.tamana.lg.jp)
- (4) 質問書の回答  
質問を受けた場合は、当該提出事業者へメールにて回答するとともに、玉名市ホームページに掲載する。  
なお、当該質問への回答については、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

#### 6 参加申込

参加資格要件をすべて満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、次

に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式2）
- イ 企画提案書（任意様式、提案項目は後述）
- ウ 見積書及び見積内訳書（任意様式、毎年度分）
- エ 財務関係書類（貸借対照表、損益計算書）直近2年間分
- オ 会社概要関係書類（所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの。）
- カ プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等、第三社機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けていることが確認できるもの
- キ 国又は地方公共団体において、窓口業務の受託実績を証するもの（複写可）
- ク 国税、県税及び市税に未納がないことの証明書
- ケ 商業登記事項証明書

(2) 提出部数

正本 1部 副本 7部（副本は複写可）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）

(4) 提出期限

平成26年5月27日（火）必着

(5) 提出先

末尾記載の問い合わせ先と同じ

## 7 企画提案書の内容

企画提案書に記載する項目については、次のとおりとする。

- (1) 市民サービスの向上について
- (2) 業務従事者の雇用計画について
- (3) 組織体制と業務従事者の配置計画について
- (4) 業務従事者への研修計画について
- (5) 個人情報保護の取り組みについて

## 8 選定方法等

- (1) 委託先候補者の選定は、「玉名市岱明・横島・天水支所窓口業務委託事業者選定委員会」が行う。
- (2) 選定に当たっては、評価基準（様式3）により、提出された書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し、その上で最も優れた提案者を委託先候補者として選定する。

## 9 プレゼンテーション

- (1) 日 時 平成26年6月5日(木)から6月6日(金)まで
- (2) 場 所 玉名市文化センター3階 第2研修室
- (3) 実施時間 1事業者につき40分以内  
(プレゼンテーション25分以内、質疑応答15分以内)
- (3) 出席者 3人以内
- (4) その他
  - ア プレゼンテーションについては、提出された資料をもとに行うこととする。
  - イ プレゼンテーションに必要な機材(パソコン、プロジェクター、スクリーン等)は、全て参加事業者で準備すること。

## 10 選定結果の通知

選定結果については、参加事業者に対し通知するとともに、市のホームページに掲載する。

### 11 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に使用しない。

### 12 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は、失格とする。
- (3) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (4) 提出期限後の参加申込書及び企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (6) 電子メール等の通信事故については、玉名市はいかなる責任も負わない。

### 13 問い合わせ先

所在地 〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地  
担当部署 玉名市市民生活部市民課(本庁舎1階)

担当者 古村、西尾  
電話番号 0968-75-1116  
電子メール [shimin@city.tamana.lg.jp](mailto:shimin@city.tamana.lg.jp)